

第6回 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時 平成21年1月27日(火)午後3時30分から4時45分

場 所 市役所第二庁舎10階 会議室19

出席委員 海野副会長・小林委員・坂本委員・竹元委員・塚田委員
日野委員・町田委員・脇坂委員 (以上8名)

出席事務局職員

下條保健福祉部長・篠原教育次長・新津教育次長

【児童福祉課】 原田課長・小池課長補佐・原山係長・山口係長
林主事

【保育課】 滝澤課長・北村課長補佐・酒井課長補佐
宮川係長・峯村係長・笠井主査・三浦保育指導員
宮沢主査

【生涯学習課(放課後子どもプラン推進室)】

西沢課長・北原室長・横田係長

1 開 会

2 保健福祉部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 長野市交通・災害遺児等福祉年金の見直しについて

<資料1に基づき事務局より説明>

委 員 報告書(案)の1の支給対象者は父又は母が交通事故、災害事故、病気等により死亡し、又は障害者となった児童の保護者とすることとあるが、障害者となったというのは誰を指すのか。

事務局 父又は母です。

委 員 2で支給時期は遺児等になったときとあるが、障害者はここからは抜けているのか。

事務局 障害者については、遺児等の「等」に含まれています。親が死亡した場合は遺児になるが、障害者になった場合は遺児とは言わないので、それを含めるために「等」という言葉を使ったものです。

委 員 非常に分かりづらい表現だ。もっと分かりやすい表現はできないのか。

事務局 この案の中には遺児等という定義がありませんので、分かりやすくするために、1の支給対象者の中の児童のあとに、(以下「遺児等」という。)との文言を追加したいと思います。

会 長 では、そのように修正をお願いします。他に意見がなければ次に進みます。

全 員 異議なし

(2)平成21年度長野市の保育所保育料について

<資料2に基づき事務局より説明>

事務局 資料の訂正をする。

2枚目の5の平成21年度の長野市保育所保育料の方針についての中の中の3行目、「平成21年度の所得税」を「平成20年分の所得税等」に修正

会 長 案のとおりでよいか。

全 員 異議なし

(3)長野市の地域子育て支援センターのあり方について

<資料3に基づき事務局より説明>

委 員 別紙2の区割り及び配置の表の中で、「保健センター及び地域の支援主体」が前回の資料と違っているが、どうしてか。

事務局 7月に開催した第2回の分科会の時とは区割りを変えたため、違ってくる場合もありますが、第4回目の資料とは変わっていません。第2回の資料では、公民館の分館名まで記載してありましたが、これは公民館の中に含めるということで今回の資料には記載してありません。

会 長 他になければ案のとおりでよいか。

全 員 異議なし

(4)児童館・児童センター等の利用料について

<資料4に基づき事務局より説明>

委員 新聞の記事を見た保護者からは、料金については特に高いというような声は聞いていない。ただ、おやつはどうなるのかというような心配はしていた。

会長 急な用事等で延長の依頼があった場合、前回の分科会では1回につき100円ぐらいがどうかというような話もあったが、これも特に別料金は設定せず、月額700円と同じ扱いということでよいか。

全員 異議なし

<事務局より社会福祉審議会への報告書(案)について説明>

委員 別紙の中で「延長制度」という表現があるが「延長料金」とした方が分かりやすいと思う。

全員 賛成

会長 では、そのように修正してください。

委員 延長料金にも減免規定が適用されるのか。

事務局 資料にも書いてありますが、減免規定が適用になります。

会長 他になければ事務局案のとおりでよいか。

全員 異議なし

5 その他
特になし

6 閉会

以上